

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

苓北町長 山崎 秀典

| | |
|-------------------|------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 苓北町 (43531) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 上津深江 (下向・釜の下・平木・的場) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年11月20日 (第2回) |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町の総人口は、令和6年10月末時点で6,243人、高齢化率45.1%、当地区では、人口512人、高齢化率57.8%となっており、約6割が65歳以上の高齢者となっている。当地区も、農業者の高齢化が進み担い手不足のため、担い手の確保が喫緊の課題である。今後、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。また、鳥獣害等被害防止対策にも取り組んでいく必要がある。

さらに、資材・燃料・飼料等の高騰、米・野菜・果樹・牛肉等の農畜産物の価格低迷により農家及び畜産農家の収益が減少し、経営が厳しい状況にあるためこれらの課題にも取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の高齢化に伴う担い手不足を補うため、担い手への農地集積・集約を段階的に進め、農作業の効率化を進めていく。併せて飼料作物等の団地化等にも取り組んでいく。さらに、特産野菜の上津深江スイカ等のブランド化も関係機関と連携しながら進めていく。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 12.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 12.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) | 0.0 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地バンクを活用して、担い手(認定農業者)等や新規就農者への農地集積・集約化を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 関係機関と連携し、農地中間管理事業の活用による農地集積を進めていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 担い手(認定農業者)等のニーズを踏まえ検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 担い手(認定農業者)等に農地を集積・集約し、地域の農地を守りつつ若手のリーダー育成を進めていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内で農作業の効率化、遊休農地の発生を防止するため、関係機関と連携しながら、農作業受託を必要に応じ進めていく。 |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

| |
|---|
| 【選択した上記の取組方針】 |
| <p>①鳥獣害の被害が拡大しないよう防止柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制の構築を進めていく。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進めていく。</p> <p>②⑨地域内で生産された飼料作物を、地域内の畜産農家へ供給し、家畜排せつ物を地域内の生産者に供給する仕組みを今後も継続して、有機農業の取り組みも進めていく。</p> <p>⑤中山間地域等直接支払制度等が活用できるように、農用地や水路等の適切な維持管理を進めていく。</p> <p>⑦遊休農地の増加を防ぐため、農用地や水路等の適切な維持管理に努める。</p> |